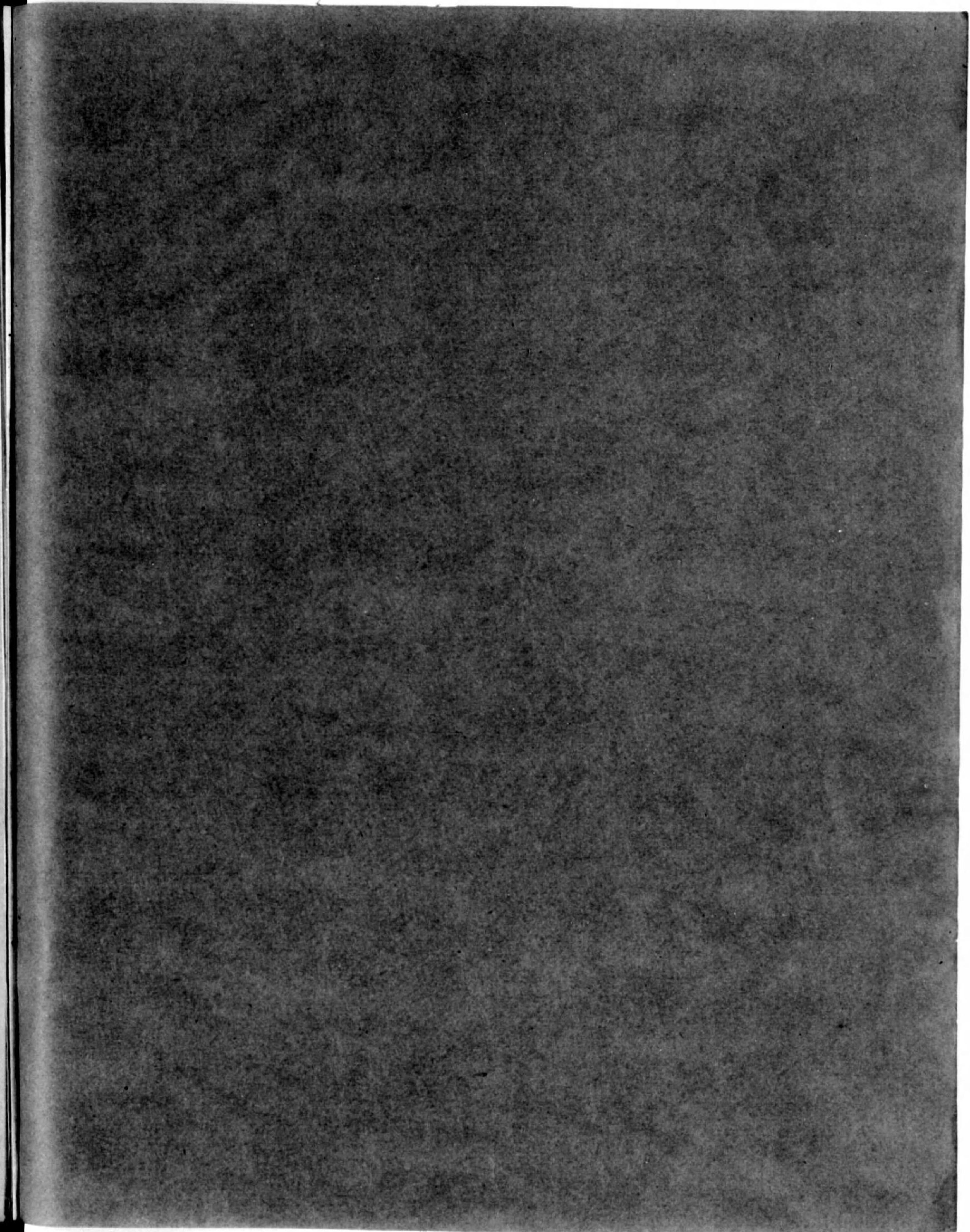


414
4

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 m
60 1 2 3 4 5

始







法隆寺大鏡第三十七集挿圖解説

第一、一第十三、一舍利殿内陣

舍利殿の造立に就ては先に其の障子繪を説くに當りて略ば大要を述べたり。(第三十集本集殿内安置する所の靈寶及び内陣の莊嚴具を擧げて精鑑に資せんとす。少しく文献の徵すべきものを掲げ、經營の先後錯綜せる事情を明かにして、先の所説の足らざるを補はん。古今目錄抄に次舍利殿三間繪殿三間中間一間想七間也、南面也との記事あり。少くとも現時見るが如き兩殿合一の制の、既に嘉禎寛元の間に存せし事之に據つて疑を容れず。同抄の記者は又昔舍利在正堂、自中比行信大僧都造堂、別所安之云々といひ、舍利殿の天平記載又明瞭を缺きて、其所謂別所の堂の當時の舍利殿に合するものなりや否やを知るに由無し。古今一陽集は此の行信造立説に疑を拂ふて行信建堂安別處文此一句難澁也、隨而考數帖古記、自天平之頃迄承久之時、不視有別處之證文、自元破壊頽倒之義所不能披見也といひ、更に聖譽抄に據りて承久創建の説を認めたとす。同抄は曰く、松尾勝月上人入唐時、彼國人問云、南無佛御舍利拜耶、達磨寺請、彼寺塔立、云々、面上人未拜南無佛御舍利、又未詣達磨寺、塔有無不知、然而唐人思量、虛言御舍利、達磨寺請、塔有答玉、歸朝後初、拜御舍利、今舍利殿被建立畢。其以前夢殿安置、毎日御出外、衆結縁等難義ナル故、今舍利堂被奉移畢。

之と對照すべきは別當次第の記事なり、曰く

承久元年己卯自二月廿六日造營御舍利堂二ヶ年造立畢。

承久四年壬午三月十一日御舍利殿太子御影尊智法眼奉圓繪。

思ふに承久造營の事は之等の記載に據りて疑ふの餘地無しと雖も、疑問は其の創建か修造若しくは再造かにあり。然るに古今目錄抄は又曰く

今案、太子御所等此御舍利殿北面東西分齊也。其所以者、舍利堂修造之時、舍利堂長已角、南方一丈餘行、東廊內石壇之際、門柱根古一本堀出、西一本、東一本、其間一丈餘也。其時人、昔宮之門柱思、面々住懸慕之心云云。

文中所謂舍利堂修造之時を明記せざるも、寧ろ記者が見聞中の近時にあるを想見せしむるものあり。即ち前説と併せて之を承久の修造を傳ふるものと解し、かの天平創建に照應せしむべきが如し。承久と言へば顯真が目錄抄を書きたる嘉禎頃なり僅に十數年前なり、殊に聖譽抄が其の創建者と傳ふる松尾勝月上人は顯真得業と相知の間なる事抄中に其證あり。此人にして承久の創建と修造とを明にせざる理無ければ、目錄抄の説恐らく信を置くに足るべし。

舍利殿に併せて一考を要すべきは繪殿造營の權與なり。其事蹟ど古記に見えず、然も殿内障子繪の延久元年に成りし事明徴あれば、その承久を去る遠き以前にあるは疑を容れず。然らば前掲目錄抄の記事に見るが如き兩殿合一の制に鑑み、舍利殿の創建をも少くとも延久初年に測り得と考ふべきか。此等兩殿の濫觴を闡明するは太子御の史上頗る重要な事に屬すと雖も、史料の完からざるが爲め明快なる斷案を得る事容易ならず。加ふるに建築の遺構より見たる

卷之二十一

兩殿は承久以前に關する所無きを以て、記録上の考察は暫くこゝに留めんとす。

翻つて現存の建築を見るに、其の外部斗拱の風に於て鎌倉初期の特色を認むべく、内陣の諸制亦之と規を合じうするものあり。記録上より認めたる承久の修造を更に再造の意義と解して最も適切なるを覺ゆ。蓋し此時代に所謂修造の直ちに再造を意味するは其例少からず、別當次第に單に造營といひ、聖譽抄に誤つて創建なるかの如く傳へたる消息も亦此間に看取せらるゝなり。

然るに更に注意すべきは内陣安置する所の黒漆宮殿(第五圖)が貞治四年の造立に係れる事なり。其天井板の墨書銘に曰く、

承久の造替を去る百四十餘年を経て此厨子初めて成れりとせば、其以前に於ては如何にして靈寶を奉安せしか。若し又厨子と堂と分つ可からずとすれば、承久の造營といふもの更に改まりて貞治の再造に係るに非ざるか。此れ此厨子銘の明文によりて與へらるゝ新なる問題なり。然れども此の疑問は幸にして之を解決するの資料豈なからず。先づ考ふべきは第一の問題なり。

試に貞治以前の實況を傳ふる目錄抄を見よ。當時殿内に安置せし種々寶物を錄して詳細なるが中に奉入寶物之唐櫃二合の語あり。之を現時の制に比較するに、貞治新造の宮殿の右半には更に類型小形の厨子を入れて右側面に向はしめ、左半には三段の棚を裝置したる別箇の厨子を設けて其の扉を左側面に開かしむ。前者には舍利塔を後者には種々寶物を安置し、共に宮殿左右の扉によりて出入し得るが如き裝置となれり。目錄抄に所謂唐櫃二合の如きは到底此の宮殿の設備と一致するものに非ず。左方の内厨子はかの唐櫃に代りて雜寶物を奉安せんが爲に新に工夫されしものなる事を直に看取し得べし。こゝに一考すべきは右方の内厨子にして、其の構造様式の外側の宮殿と殆ど相似たるは、同時代に二重厨子として造られたるものとして首肯し難く、更に細部の手法に時代の先後を認むべき相違あるに據れば、之ぞ承久年中堂と共に造られしものなるが如し。(第八圖参照) 承久造營の際勝懸講讚の御影の圖繪されたるは前掲別當次第の記事の如く、其の須彌壇の後壁にありて即ち御前に舍利の安置されし事又目錄抄に見ゆ。宮殿の大きさもし貞治新造のもの、如くなれば、後壁の御影も拜むに由無けんも、此の小厨子と唐櫃との類を

らむには似つかはしといふべし。要するに吾人は真治前後に於て須彌壇上の裝置の異同を認めざるを得ざるなり。

真治新造の椅子の不調和なるはもとの壁書に對してのみ然るに非ず、此堂と須彌壇とに對しても亦同様なるを見る。既に承久當時の椅子の別に存するありて、加ふるに此の如き形體の不調和ありとすれば、真治新造の宮殿が此の堂内の異分子なるは疑を容れず、之に依つて堂其物の年代を疑はんとせしが如きは最早や問題とならざるなり。然れども堂内種々の莊殿具は此の椅子を除きて悉く承久の造立なりとも解すべからず。新舊相交はり類同と共に差別の相あるは後に項を改めて説く所の如し。

第八圖は舍利殿内陣を右側面より見たる概観なり。其の主なるものに就ては個々に記載すべきは茲には言はず。正面花机の上に栽せたる小椅子は舍利と因縁ある南無佛太子を安置するものにして像と共に近代の製作に係る。天井には鎌倉時代に盛行せる折上小組格天井の通式を見るべく、左方の障子繪は先に紹介せしものゝ一にして、周文王渭演に呂尚と邂逅するの圖なり。

第一圖 (其一)椅子及須彌壇
奥行三尺四寸、巾七尺四寸

須彌壇正面前長九尺三寸、上面長二尺八寸五分
上面より底座下迄一分

第二圖 (其二)須彌壇細部

第三圖 (其三)須彌壇香炉間孔雀

椅子の年代に就ては前項其の天井裏の銘文を掲げて詳説せり。鎌倉

風の最も普通なる様式に屬すと雖も、欄間の几帳面を取りたる線、金物の唐草の頗れたる線など、一は承久當初の内椅子のものに比し他は同じ須彌壇の夫れに比べて、推移の跡を微するに足る。須彌壇の形式は藤原時代の餘風を承けて鎌倉期に盛行せるものゝ一なり。羽目中の孔雀は木彫を以て銅板打出の技に代へたるもの、前代以來慣用の題材を踏襲して漸く生氣を失はんとするを見るべし。香炉間の曲線は渡輪の爲めに勢を殺がれただと雖は頗る見るに足るべく、金物の蓮華唐草及び木造透達の美と相待ち此壇の時代を確認せしむ。

第四圖 (其四)天蓋 (天蓋頂上)及天蓋下欄マデ一尺九寸一分

第五圖 (其五)天蓋骨紋圖

第六圖 (其六)理塔及精進塔 (高五尺三寸五分)

第七圖 (其七)華蓋 (一尺二寸三分巾一尺四寸三分)

第九圖 (其九)椅子内舍利塔安置

第十圖 (其十)舍利塔出現

第十一圖 (其十一)舍利塔莊嚴

第十二圖 (其十二)舍利塔寶大

第十三圖 (其十三)舍利塔蓮花臺及刻銘寶大

真治年中宮殿の新造ありてより、舍利塔安置の椅子が其の内椅子の一となりて右側面に置かれたるは前項所説の如し。是に於て舍利塔供養の際塔を正面に移座するの必要を生ぜしなるべく前面外陣に近く天蓋の懸れるは此の際に備へんが爲なり。第十圖は天蓋下に舍利塔を奉安せる供養の作法を示す。

第四圖及第五圖 天蓋は上記の理由に依り、貞治の頃宮殿の造営に伴ひて作られしものなるべく、形式上此の瓈塔と彼の種(第六圖)との手法の類似に依りても又之を確め得べし。尤心を絶する天人の姿態殊に輕衣の繁縝に流れざる形狀の如き、地に施したる麻葉模様に精巧なる載金を用ゐたるが如き、又瓈塔の金物の比較的勁健なる唐草模様の如き、此の時代のものとして寧ろ古調を帶びたるは注目に値す。

第六圖の一は貞治新造宮殿正面の内側に懸れる瓈塔の一部なり。天蓋は上記の理由に依り、貞治の頃宮殿の造営に伴ひて作られしものなるべく、形式上此の瓈塔と彼の種(第六圖)との手法の類似に依りても又之を確め得べし。尤心を絶する天人の姿態殊に輕衣の繁縝に流れざる形狀の如き、地に施したる麻葉模様に精巧なる載金を用ゐたるが如き、又瓈塔の金物の比較的勁健なる唐草模様の如き、此の時代のものとして寧ろ古調を帶びたるは注目に値す。

第九圖は貞治新造宮殿の右側面を開きて、承久當初の厨子内に舍

利塔安置の體を見たるものなり。塔は常に七重の錦に包まる。供養の際之を開きて塔身座全部を表はせるもの即ち第十一圖なり。第十二及び第十三圖は更に塔身と座とを分ちて各々實大に表はせり。塔は所謂太子御奉内之御舍利を安ず。水塔或は玉塔の稱あるが如く五輪塔形の主部は水晶にして、水上蓮華を浮べたる座と他の附属物とは銀製なり。花臺は樞座のみ木製、他は銅製鍍金なり。下段樞座の裏に左の刻銘あり。

法隆寺上宮王院

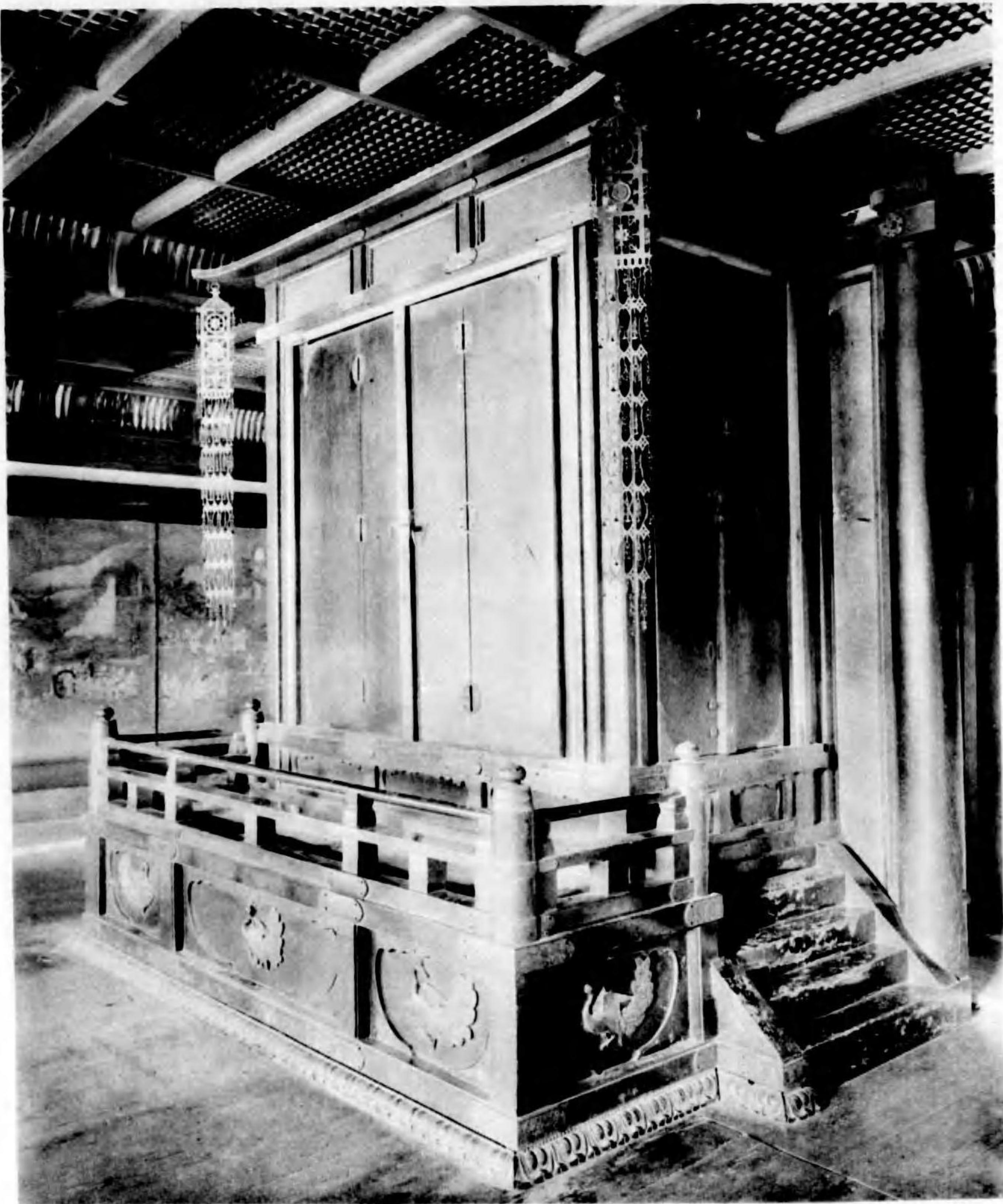
御舍利 花臺

貞和四年戊午五月

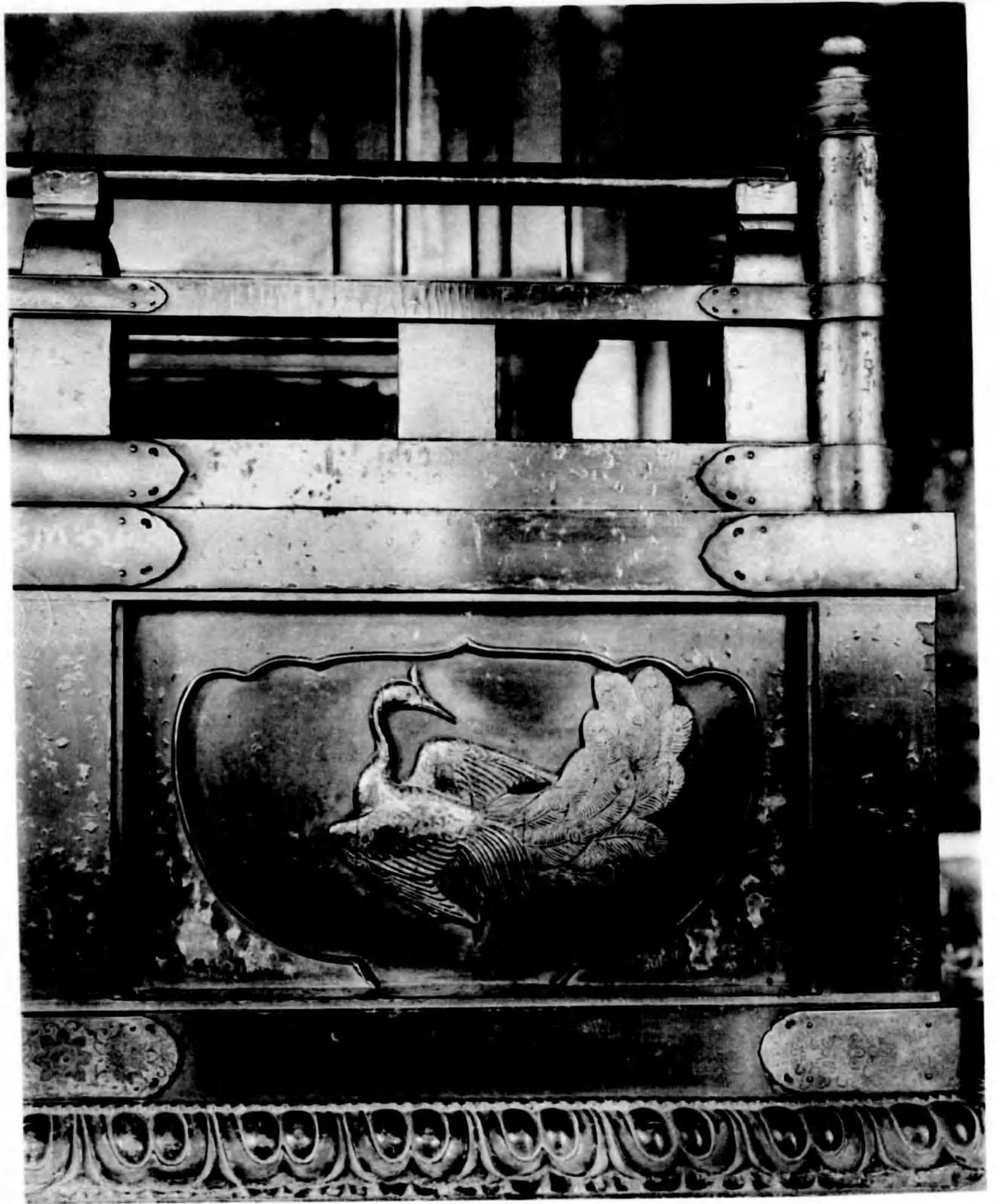
勸進所北室

別當記に貞和四年五月四日御舍利殿銅花臺始出來北室沙法とあるもの全く之に合致す。更に同記に據れば貞和三年十一月十日御舍利殿水精塔出來北室沙法とあり。塔も又殆ど同時の作なるを知るべく瓈塔と塔と共に其の形式の此時代に相應するは論を缺たず。思ふに貞和より貞治に至る十數年の間は舍利殿再興の時代ともいふべく。堂内諸莊嚴具の新造せらるゝもの、別當記に屢々見文たり。

文和三年十一月中旬御舍利堂開伽等佛具一前新造北室禪觀上人寄進同机二前寄進但大鉢は湛昇僧都寄進
同四年七月十四日御舍利堂磬臺新調料足御舍利堂沙法奉行北室沙法
同九月下旬御舍利堂磬臺二本新調沙代二質文御舍利



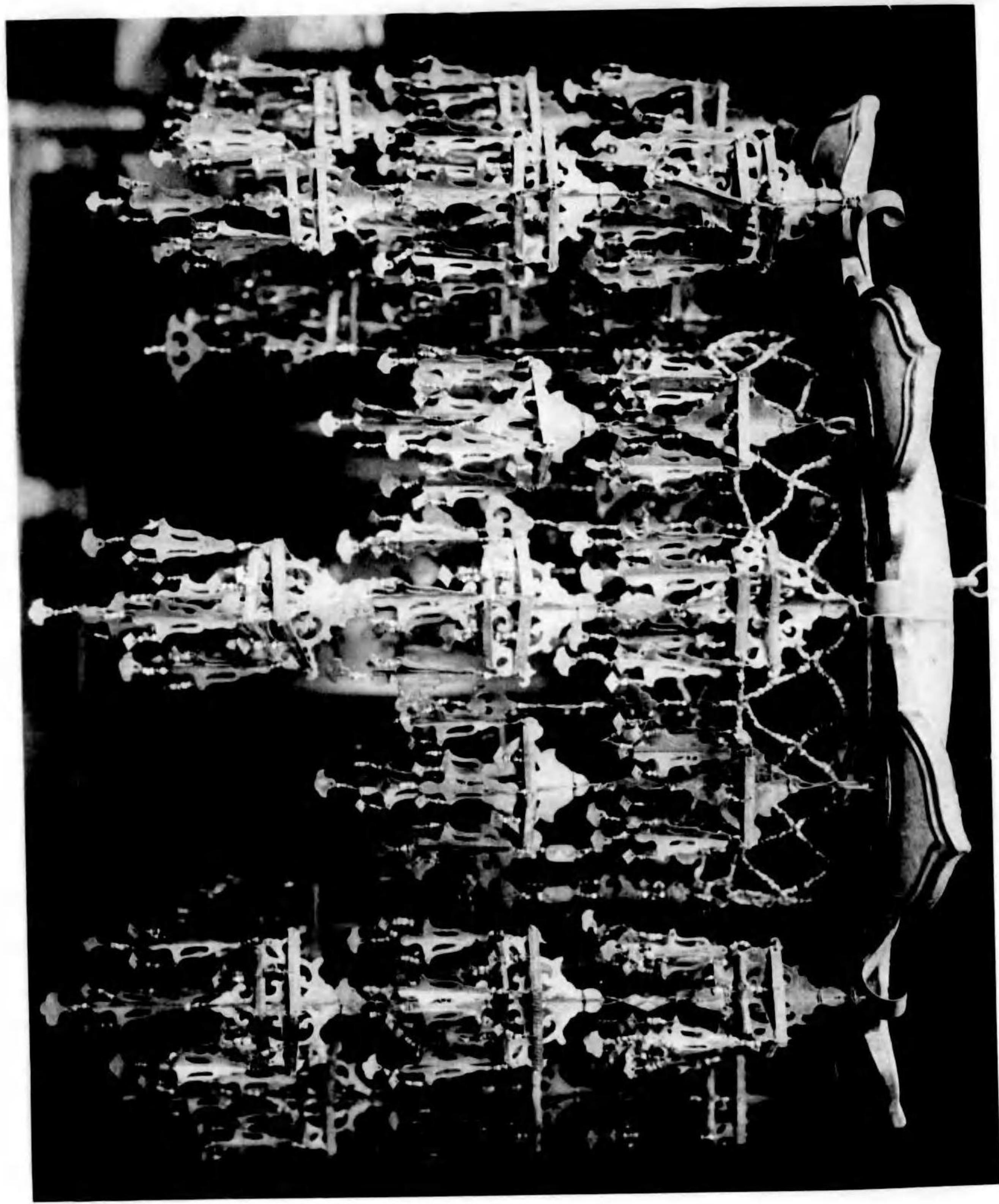
同上。其上用繩子綁住木頭，木頭上用繩子綁住鐵鏈，鐵鏈上用繩子綁住木頭，如此往復，直到繩子斷了為止。

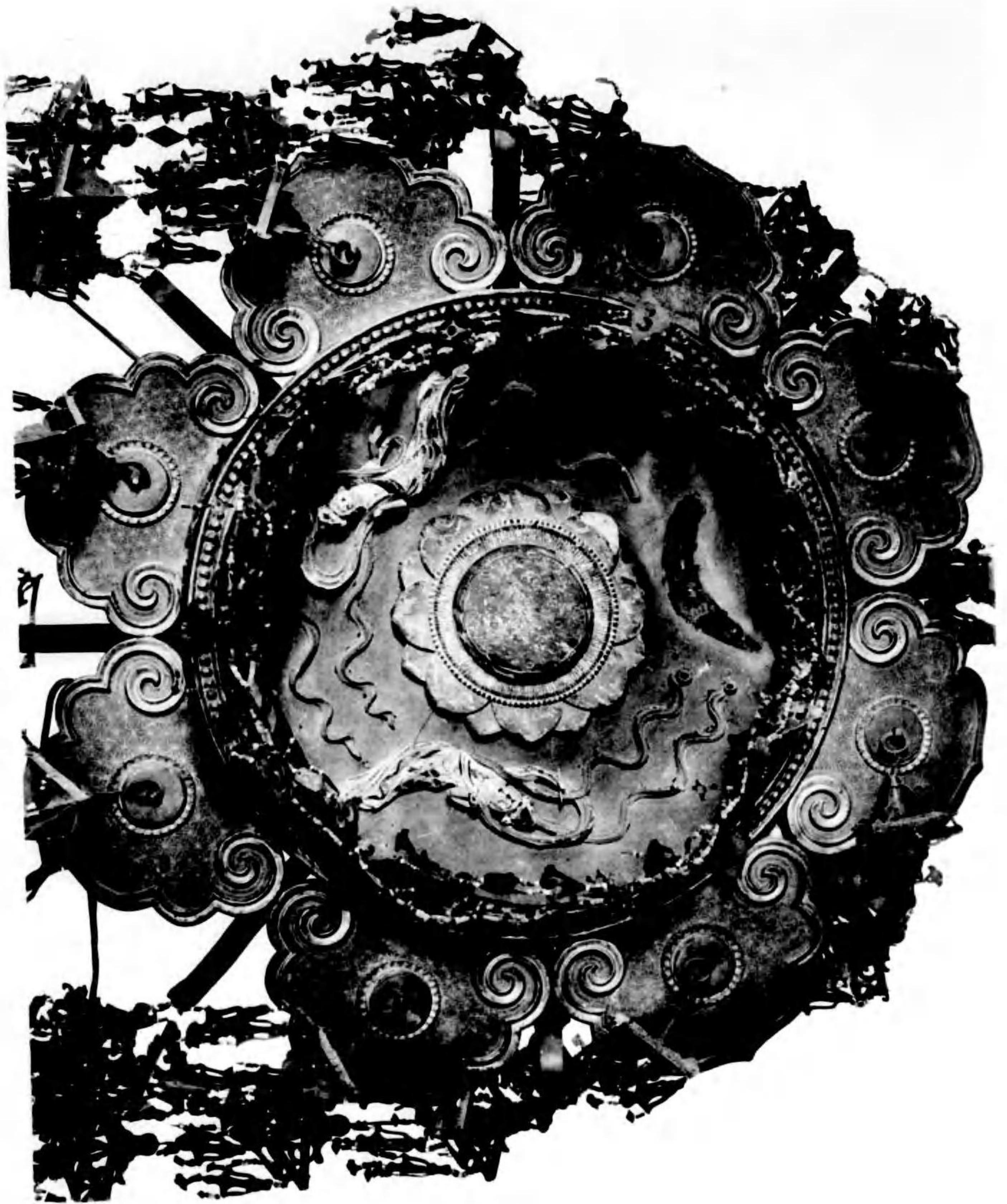


五

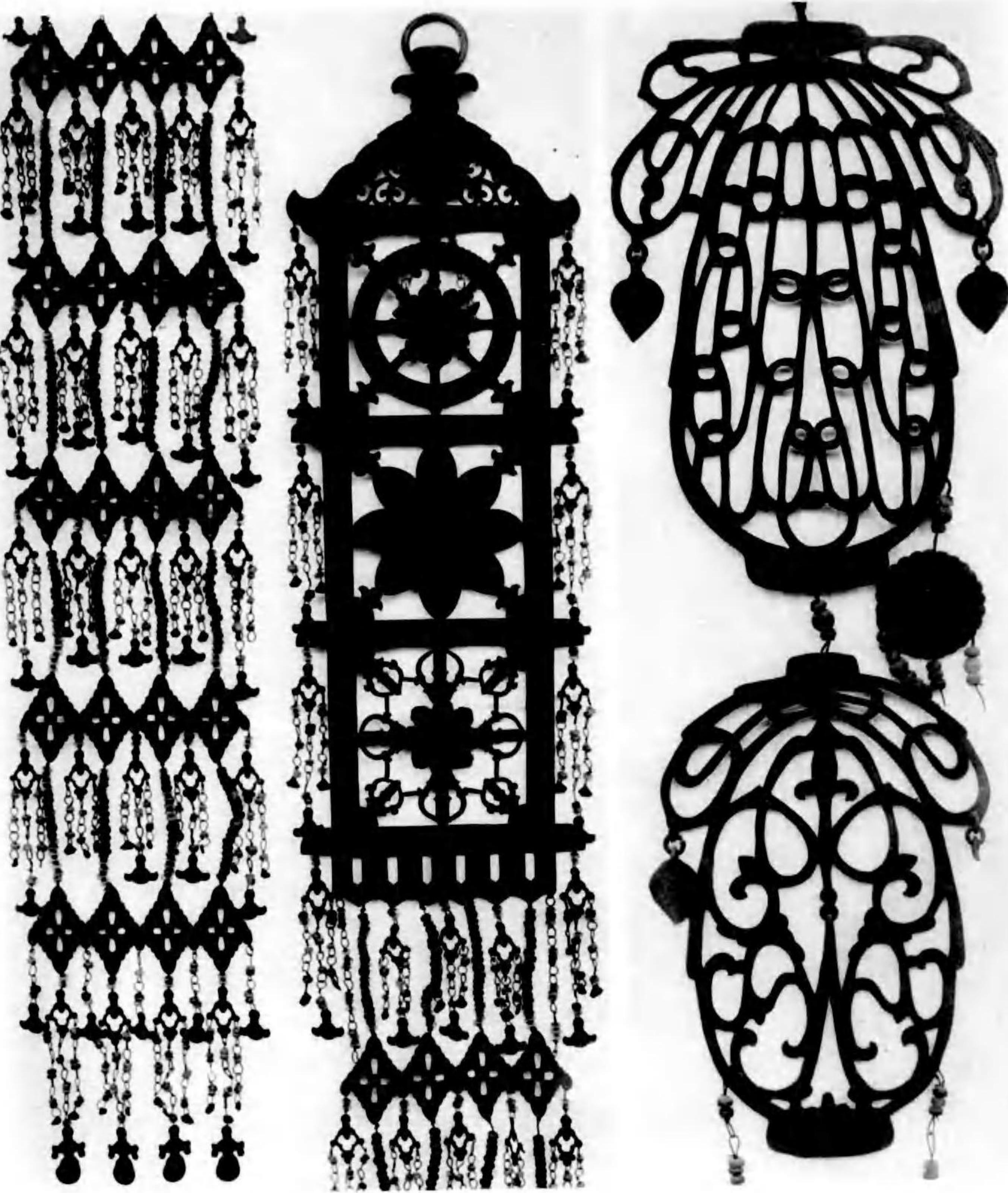
五





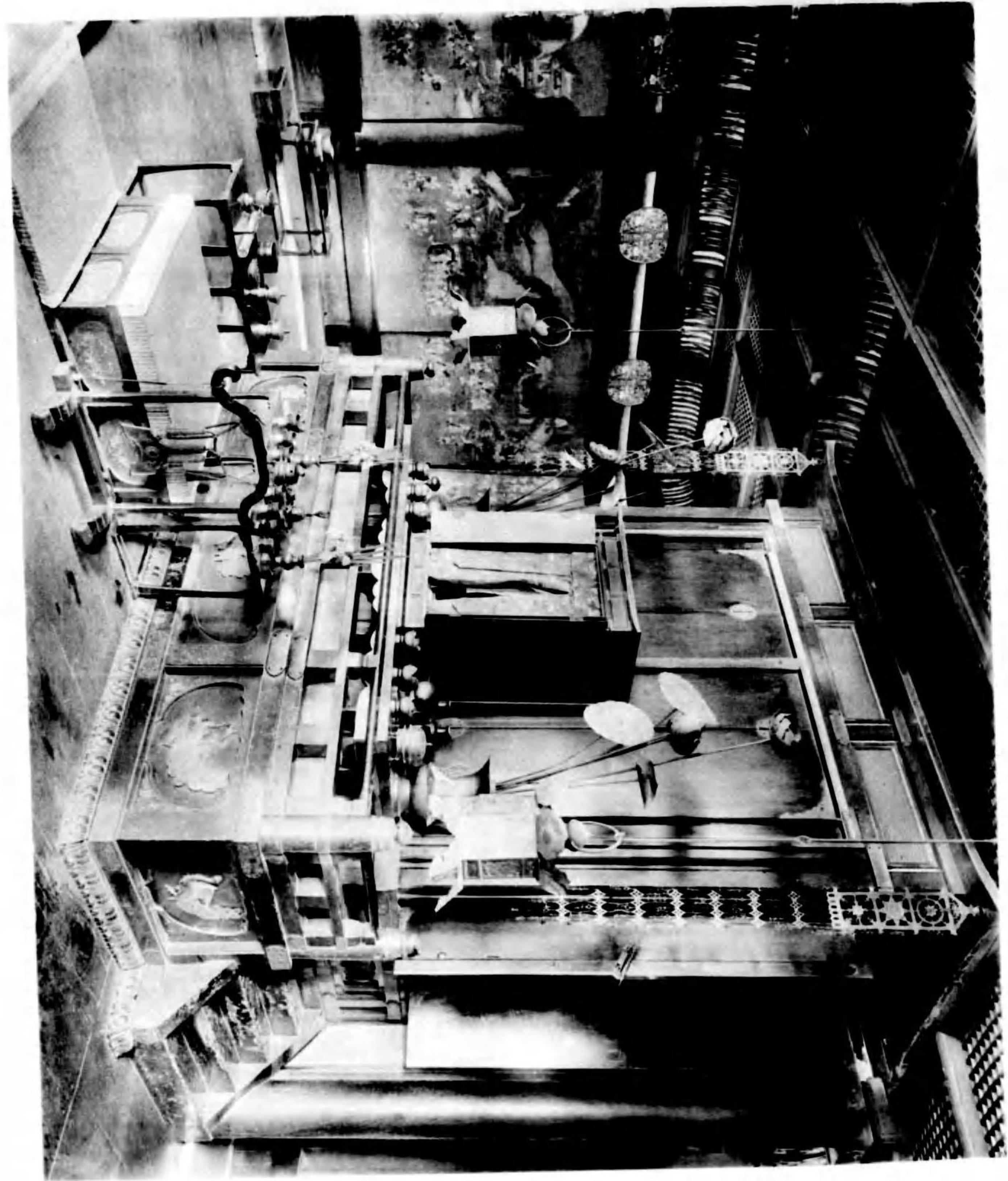


11. 1994.1.1.2



施及諸國之內而利者







正室櫈列合子引人
陳西壁利合

卷之三十一



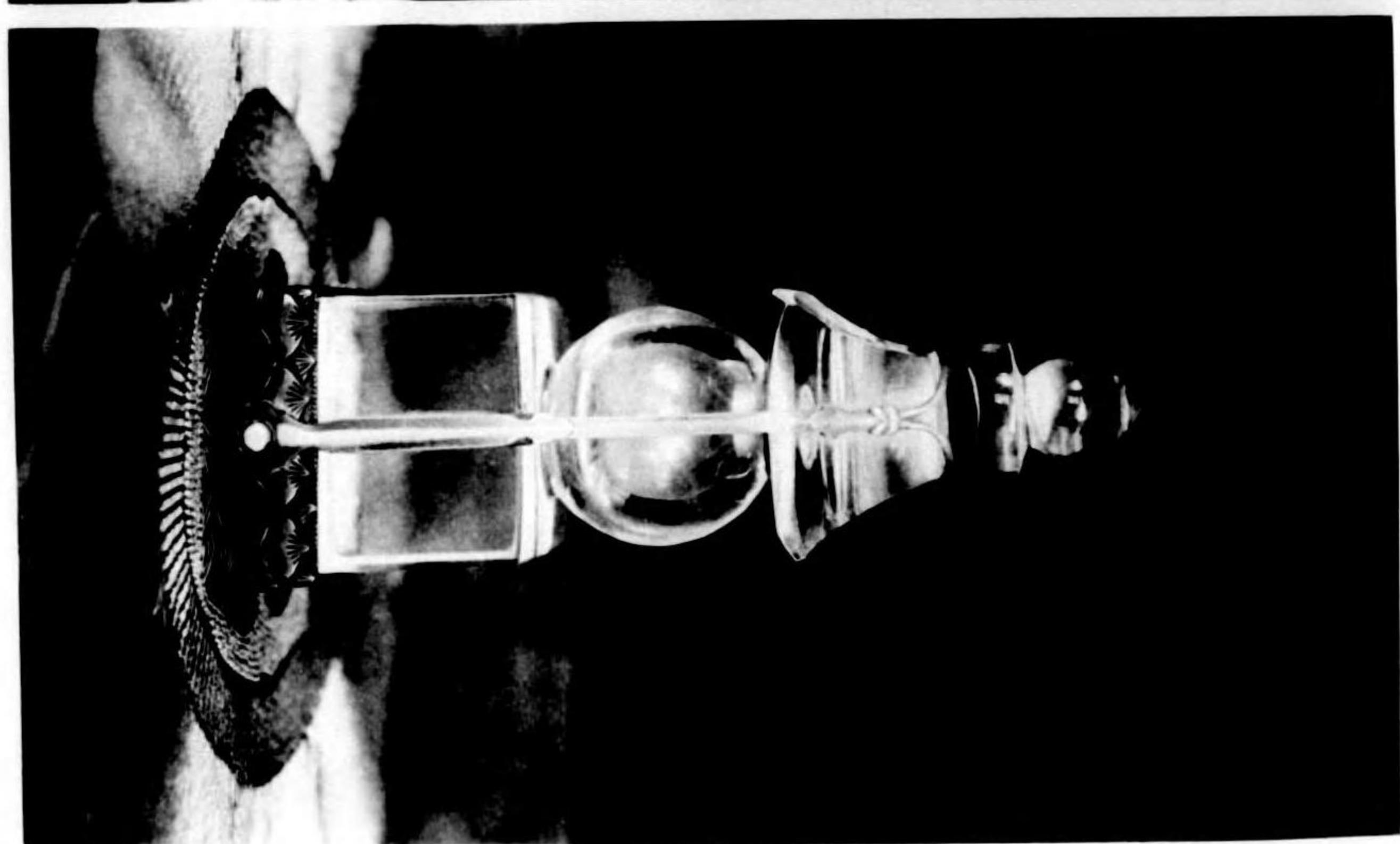
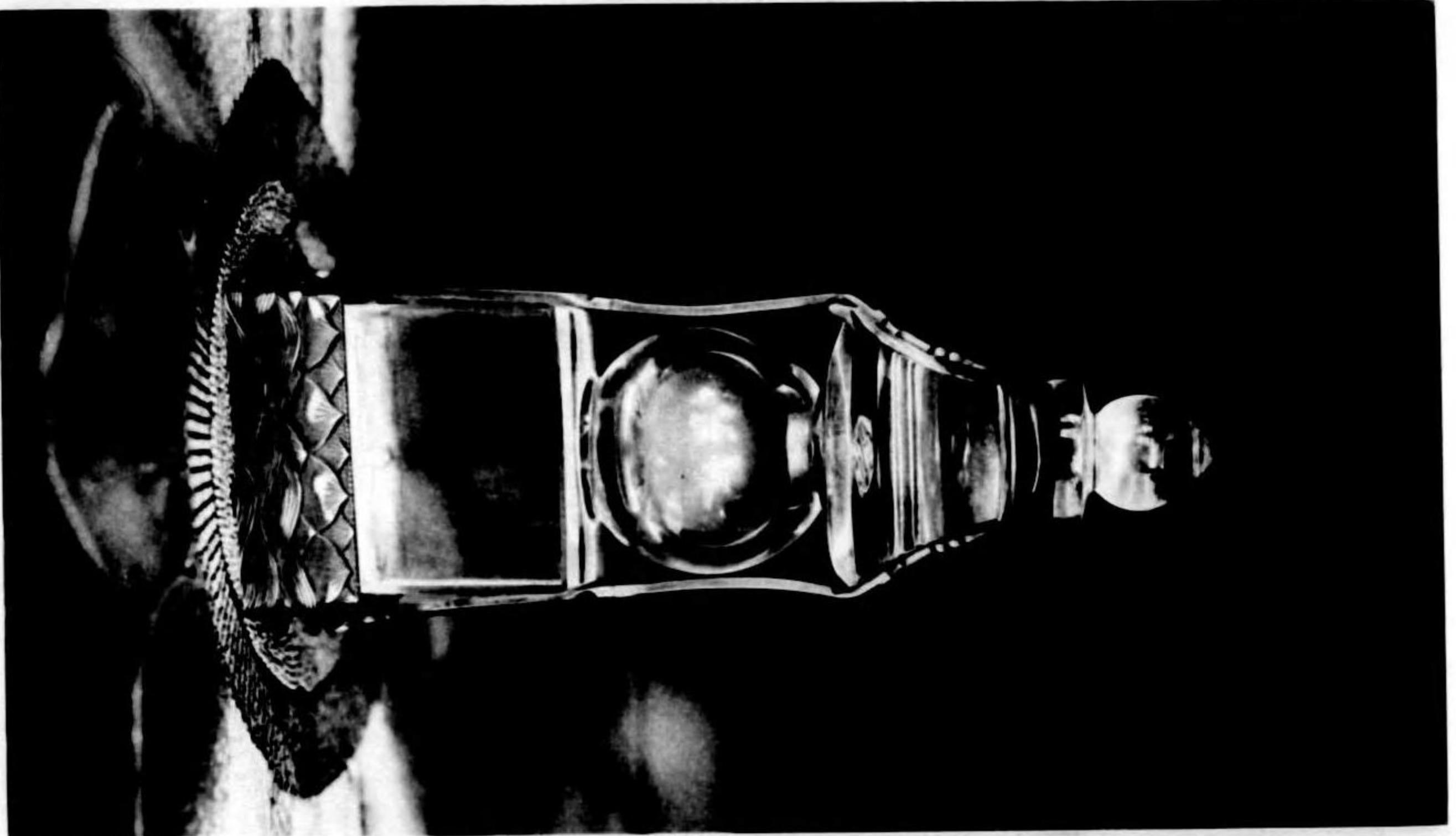
施由那羅密多
菩薩寶珠盒

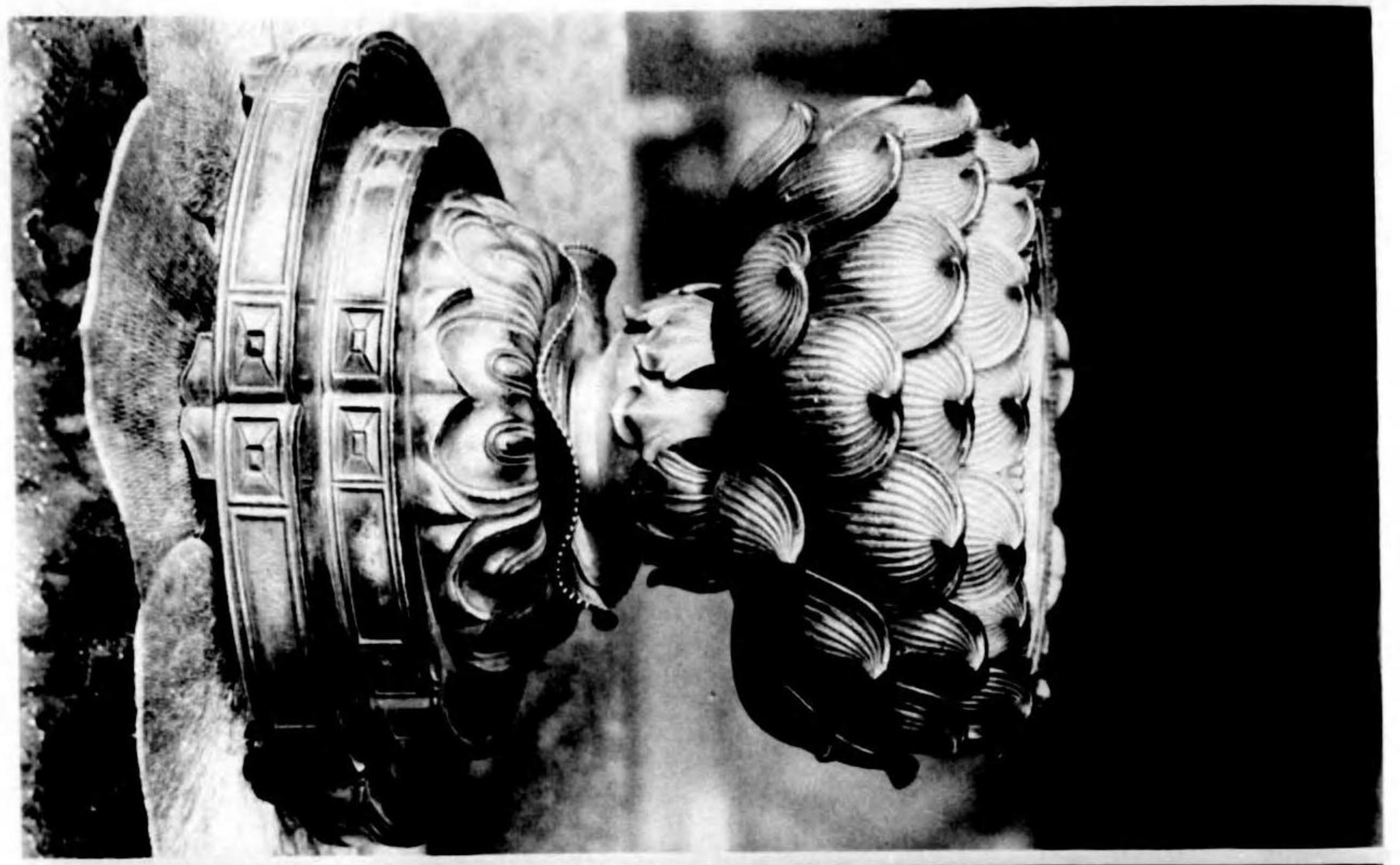
贊州尤集

贊州尤集



五十五
五十五



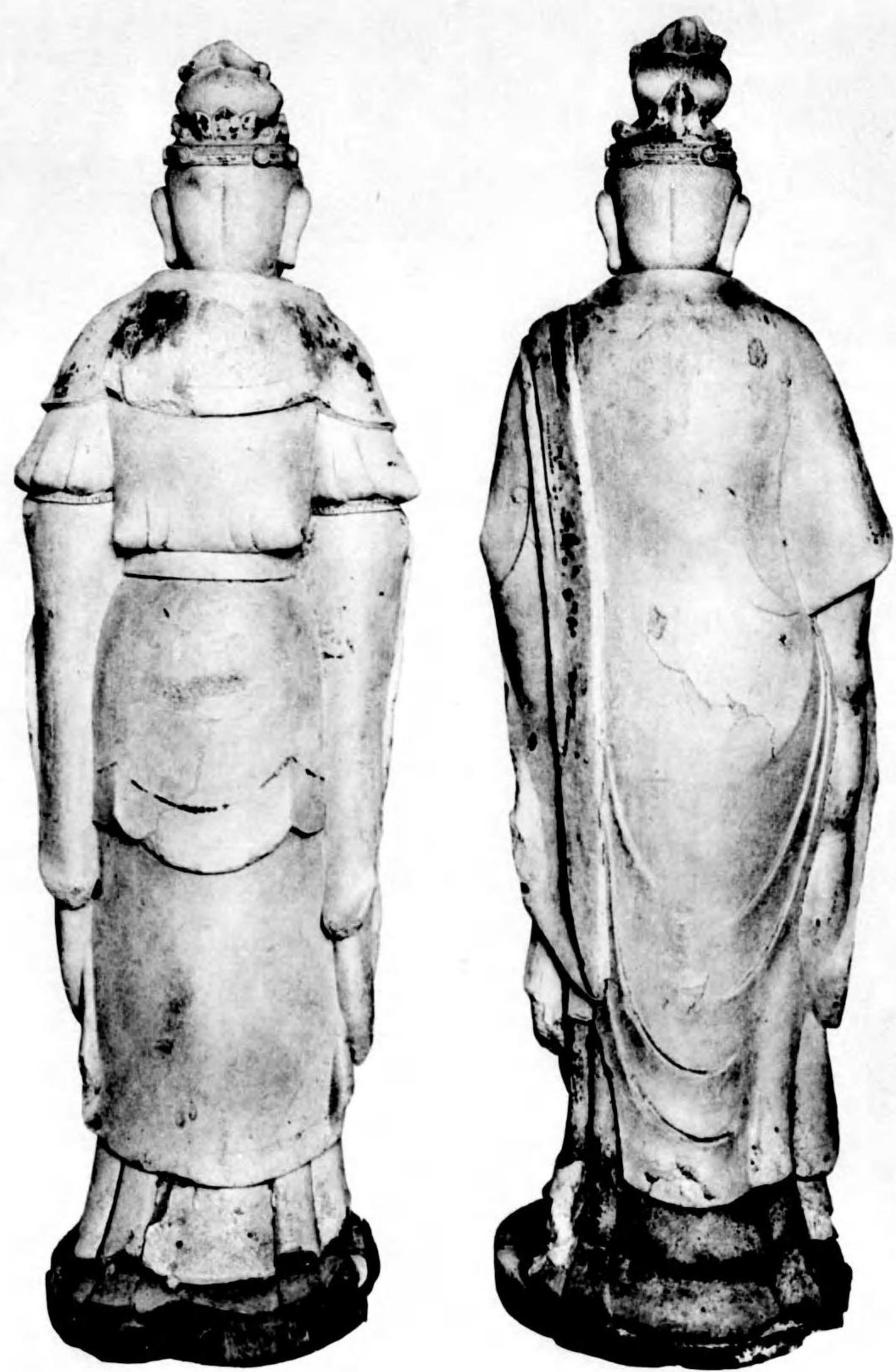




一、櫻井天林寺天王像



二 檀童天和帝天菩薩



高麗七寶
高麗七寶



普薩坐像



高麗七集

高麗七集

高麗七集
高麗天祚帝坐像

大正五年十一月廿六日印刷

大正五年十一月三十日發行

東京美術學校編輯
大和國法隆寺藏版

發行者 東京市下谷區上根岸町百廿二番地
印 刷 者 東京市下谷區中根岸町六十八番地
印 刷 所 東京市下谷區中根岸町六十八番地
墨 堂 彩 治

終

